



生活情報

■介護保険負担限度額認定証の更新手続き

介護保険施設に入所またはショートステイを利用する低所得の方を対象に、居住費と食費を利用者負担段階に応じて軽減する制度です。

対象要件 以下の要件すべてを満たし、利用者負担段階に該当する方

- 1.本人および世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税
- 2.預貯金などが、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下

利用者負担段階

段階	対象者
1	生活保護受給者の方
2	合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の方
3	第2段階に該当しない方

必要書類 介護保険負担限度額認定申請書、同意書、介護保険被保険者証、本人および配偶者の印鑑と預貯金通帳(定期預金、有価証券など全て。通帳は記帳してから来庁ください)

※負担段階判定に非課税年金(遺族年金、障害年金)収入も含めます。前年に非課税年金を受給した方は年金の種別、金額がわかるものを持参ください。

申請期間 6月1日(水)～7月29日(金)

申請場所 長寿社会課(壱番館庁舎1階)

問 長寿社会課介護保険係 ☎364-1204

■社会福祉法人等利用者負担軽減確認の更新手続き

社会福祉法人が提供する「特別養護老人ホーム」などを利用する低所得者の方の自己負担額を軽減(軽減割合25%)する制度です。

対象要件

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方
 - 2.世帯全員が市町村民税非課税の方で次の要件すべてに該当する方
- ①年間収入が単身世帯で150万円以下の方(世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下)
 - ②預貯金などの額が単身世帯で350万円以下の方(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下)

た額以下)

- ③世帯全員が生活に必要な資産以外の資産がない方
- ④世帯を別にする市町村民税課税者の扶養を受けていない。また、健康保険法などの規定による被扶養者に該当しない方
- ⑤介護保険料を滞納していない方

必要書類 印鑑、収入のわかるもの、世帯全員の預貯金通帳、資産がある方は証明できるもの、医療保険被保険者証、介護保険被保険者証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

申請期間 6月1日(水)～7月29日(金)

申請場所 長寿社会課(壱番館庁舎1階)

問 長寿社会課介護保険係 ☎364-1204

■児童手当・特例給付の「現況届」の提出を忘れずに

児童手当・特例給付を受給している方は、6月1日現在の状況をお知らせください。引き続き6月以降の手当を受給するために必要な届け出です。

対象となる方へ6月上旬に現況届を郵送します。提出は、窓口にお持ちいただくか、同封の返信用封筒に切手を貼付し投函してください。

○受付 保険年金課医療係(本庁舎1階)

○住民税が他市町村で課税されている方

1月1日現在、本市に住所を有していなかった受給者および配偶者の方は、平成28年度児童手当用所得証明書または(非)課税証明書(扶養人数がわかるもの)が必要です。※配偶者の方が税法上の扶養に入っている場合は不要

○支給日 児童手当(2～5月分)を6月3日(金)に振り込みます。

【支給額(1人あたり月額)】

	3歳未満	3歳以上小学校修了前	中学生
児童手当額	15,000円	10,000円(第3子以降は15,000円)	10,000円

※所得制限を超えた場合は特例給付5,000円を支給

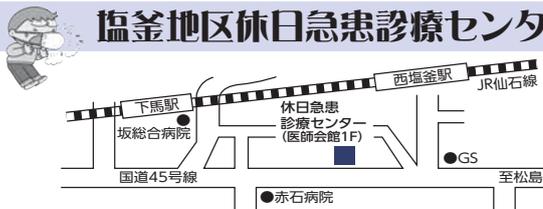
【扶養親族の数に応じた所得制限限度額】

	0人	1人	2人	3人	4人	5人
限度額	622万円	660万円	698万円	736万円	774万円	812万円

問 保険年金課医療係 ☎355-6519

休日などの診療

塩釜地区休日急患診療センター



塩釜医師会館1階(錦町7-10) ☎366-0630

■日曜・休日受付(内科・小児科) 8:45～11:30, 13:00～16:30
診療時間 9:00～17:00

■土曜準夜 受付(小児科 15歳まで) 18:30～21:30
診療時間 19:00～22:00

宮城県子ども夜間安心コール

☎ #8000か022-212-9390 (19:00～翌日8:00)



歯科当番医(日曜・祝日)

受付/9:00～15:00

6月5日(日) こぐえ歯科クリニック 塩釜市旭町18-11 ☎365-3728

12日(日) ささき歯科クリニック 多賀城市中央1-16-17 ☎389-1777

19日(日) ファミリア歯科 松島町高城字町147-6 ☎355-6860

26日(日) なかよしデンタルクリニック 多賀城市八幡1-2-18 ☎366-8241

7月3日(日) ABEデンタルオフィス 松島町高城字町151-4 ☎353-9980

※やむをえず当番医を変更する場合があります。電話で確認の上、受診してください。